

高等教育の修学支援新制度

本学は、2020年度から開始された国による「高等教育の修学支援新制度」の対象校となりました。

本制度は、しっかりとした進路への意識や進学意欲があれば、家庭の経済状況に関わらず、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校に進学できるチャンスを確保できるよう、2020年4月から実施されております。

■制度の概要

授業料・入学金の免除または減額と、給付型奨学金により、意欲ある学生のみさんの「学び」を支援します。

申込みにあたっては、**給付奨学金と授業料減免の両方セットで申請してください。**

■支援内容

- ①授業料の減免（および入学金の免除…新入生のみ）
- ②給付型奨学金の支給

■支援開始時期

（授業料減免等）7月頃を目途に精算する予定です。（春学期対象の場合）

（給付奨学金）申込時期によって異なります。（4月から対象）

■支援の金額

【多子世帯以外】

支援区分	給付奨学金(月額)		減免額		実際の授業料減免方法	
	自宅通学	自宅外通学	入学金	授業料減免	春学期	秋学期
第Ⅰ区分	38,300円(42,500円)	75,800円	250,000円	700,000円	350,000円	350,000円
第Ⅱ区分	25,600円(28,400円)	50,600円	166,700円	466,700円	約233,400円	約233,300円
第Ⅲ区分	12,800円(14,200円)	25,300円	83,400円	233,400円	約116,700円	約116,700円

※生活保護を受けている生計維持者と同居及び児童養護施設等から通学する場合は()内の金額となります。

【多子世帯】

支援区分	給付奨学金(月額)		減免額		実際の授業料減免方法	
	自宅通学	自宅外通学	入学金	授業料減免	春学期	秋学期
第Ⅰ区分 (多子世帯)	38,300円(42,500円)	75,800円	250,000円	700,000円	350,000円	350,000円
第Ⅱ区分 (多子世帯)	25,600円(28,400円)	50,600円				
第Ⅲ区分 (多子世帯)	12,800円(14,200円)	25,300円				
第Ⅳ区分 (多子世帯)	9,600円(10,700円)	19,000円				
多子世帯	—	—				

※生活保護を受けている生計維持者と同居及び児童養護施設等から通学する場合は()内の金額となります。

- ・3月の適格認定後や9月の収入確認により授業料減免額や給付額が変更する場合がありますので、ご了承ください。

なお、9月の収入確認は、原則日本学生支援機構よりマイナンバーを利用して確認します。

■給付奨学金と併給調整による貸与奨学金(第一種)の利用可能額

給付奨学金制度の支援を受けた場合でも、日本学生支援機構貸与奨学金（無利子及び有利子）をあわせて借りることができますが、貸与奨学金(第一種)と併給した場合は、下記のとおりとなります。

	通学形態	第一種上限	利用可能額	支援区分
住民税非課税世帯に準ずる世帯	自宅	54,000	21,700(20,000、30,300)	第Ⅲ区分
	自宅外	64,000	19,200	
多子世帯	自宅	54,000	0	多子世帯
	自宅外	64,000	5,600	

※1 生活保護世帯で自宅から通学する人及び児童養護施設等から通学する人は、カッコ内の金額となります。

■支援対象となる学生

- ・住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生
- ・支援を受けられる年収の目安と支援額(おおよその目安です進学資金シミュレーターで確認ください)

【多子世帯以外】

支援区分	支援対象者	年収の目安	支援措置内容
第Ⅰ区分	住民税非課税世帯の学生	～270万円	満額
第Ⅱ区分	住民税非課税世帯に準ずる世帯の学生	～300万円	第Ⅰ区分の2/3
第Ⅲ区分		～380万円	第Ⅰ区分の1/3

【多子世帯】

支援区分	支援対象者	年収の目安	支援措置内容	
			給付奨学金	授業料等減免
第Ⅰ区分 (多子世帯)	住民税非課税世帯の学生	～270万円	満額	入学金 25万円 授業料減免 年額上限 70万円
第Ⅱ区分 (多子世帯)	住民税非課税世帯に準ずる世帯の学生	～300万円	第Ⅰ区分の2/3	
第Ⅲ区分 (多子世帯)		～380万円	第Ⅰ区分の1/3	
第Ⅳ区分 (多子世帯)	—	～600万円	第Ⅰ区分の1/4	
多子世帯	—	600万円～	—	

日本学生支援機構 進学資金シミュレーターで確認
<https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/>



文科省高等教育の修学支援新制度
https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/



日本学生支援機構ホームページ
<http://www.jasso.go.jp/>



・資産基準

- ・本人及び生計維持者の資産合計が5,000万円未満（多子世帯の授業料減免のみ支援の場合は3億円未満）
※申告による
対象は流動資産（現金、預貯金、有価証券、貴金属等）です。
固定資産（土地、家屋など）は対象としません。

・学業等に係る基準

申込者年次	学業成績等に係る基準
1年次	次の①～③のいずれかに該当すること ①高等学校等における評定平均値が3.5以上であること、または入学者選抜試験の成績が入学者上位1/2の範囲に属すること ②高等学校卒業程度試験の合格者であること ③将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが学修計画書等により確認できること
2年次以上	次の①、②のいずれかに該当すること ①GPA（平均成績）等が在学する学部等における上位1/2の範囲に属すること ②修得した単位数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修計画書等により確認できること

・申込みに係る要件

- ・日本国籍、法定特別永住者、永住者等又は永住の意思が認められる定住者であること（「給付奨学金案内参照」）。
- ・高等学校等を卒業してから2年の間までに大学等に入学を認められ、進学した者であること